

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

これを受け、当局は活性炭購入に係る契約に関与した6事業者に対し、令和4年10月20日付けで、損害賠償請求通知書を発送しましたが、現在に至るまで支払がないため、訴訟により損害賠償を求めることとし、下記のとおり千葉地裁に提訴しました。

- 1 提訴の相手方 本町化学工業株式会社ほか 5事業者
 - ・本町化学工業株式会社
 - ・株式会社クラレ
 - ・幸商事株式会社
 - ・朝日汙過材株式会社
 - ・株式会社エーシーケミカル
 - ・カルゴンカーボンジャパン株式会社
- 2 訴訟提起日
令和5年3月31日
- 3 提訴による請求額
金281,274,629円及び遅延損害金（各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員）
- 4 請求額の算定方法
損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価の平均（平成29年度～令和4年度）にて得た額の差を損害額として算定した。
- 5 請求の根拠
民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）
- 6 提訴裁判所
千葉地方裁判所

(参考) 命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html

問合せ先

千葉県企業局管理部経理課契約班

住所 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24

電話 043-211-8589